

# 福祉情報

## 心身障がい者 タクシー割引券の交付

平成21年4月1日から平成22年3月31日までのタクシー割引券を交付します。手続きには、手帳、印鑑が必要です。

### ▼対象者

①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方

- ・視覚障がい 1、2級
- ・下肢・体幹機能障がい 1、2級
- ・内部障がい 1級

- ②療育手帳（A）をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

▼手続きの場所 福祉事務所・各出張所

▼問い合わせ先 福祉事務所 ☎82-9519

## はり、きゆう、マッサージ 割引券の交付と切替

65歳以上の方に、はり、きゆう、マッサージの割引券を交付します。（交付を受けている方は、切り替えをしてください。）申請には、健康保険証と印鑑が必要です。

▼申請先 福祉事務所・各出張所

▼問い合わせ先 福祉事務所 ☎82-9519

## 心の健康相談

▼内容 心の相談、精神保健・福祉・医療・社会復帰に関すること、アルコール・ひきこもり、など

▼相談日・相談担当者 保健師による相談日（保健福祉相談）

4月9日（木）  
4月23日（木）  
専門医による相談日

▼時間 13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所

※予約制 面接相談  
▼問い合わせ先 中部保健所（臼杵市）

☎62-9171

## 社会福祉法人津久見市社会福祉協議会嘱託職員の募集

津久見市社会福祉協議会では、市からの受託事業として「地域福祉活性化推進事業」に取り組みます。この事業は、地域福祉活動を調整する役割を担う専任支援員を配置し、地域での住民相互の支え合いや見守り活動の推進とその活動の体制づくりを行うものです。

- 受付期間／4月1日（水）～4月20日（月）
- 受験手続／来社にて、履歴書と資格等証明書を提出
- 試験日／4月下旬予定
- 採用予定者数／1名（嘱託として3年契約、その後状況により正職員として登用有り）
- 採用予定日／平成21年5月1日
- 受験資格／①社会福祉士または社会福祉主事の資格を有する者。  
②社会福祉協議会の福祉活動専門員として実務経験がある者。  
③福祉施設等で相談援助業務の実務経験がある者。

上記のいずれかに該当し（身体障がい者を含む。）、採用後、津久見市に居住できる人  
※「身体障がい者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な人。また、活字印刷物による出題に対応できる人。性別・国籍の有無を問いません。

- 問い合わせ先／社会福祉法人津久見市社会福祉協議会 ☎82-5000  
（津久見市大字津久見浦3825-97）